附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（平成二十一年農林水産省令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第九条の表第百八条の二第一項において準用する第百二条第二号の項の中欄を次のように改める。

次のいずれかに該当する登録販売者
イ　過去五年間のうち薬局、店舗販売業（動物用医薬品特例店舗販売業を除く。）又は配置販売業において薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間（ロにおいて「従事期間」という。）が通算して二年以上の者
ロ　従事期間が通算して一年以上であって、店舗管理者又は区域管理者としての業務の経験がある者
ハ　都道府県知事がイ又はロに掲げる者と同等以上の経験を有すると認めた者

附則第九条の表第百十一条第六項第四号の項中「イ若しくはロ」を「イからハまでのいずれか」に、「第一号若しくは第二号」を「第一号から第三号までのいずれか」に改める。

規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月二十五日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一―三四―一二

人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを削る。

改正後			
別表　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）			
一～十一　（略）			
十二　育児休業			
人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
育児休業法			
第二十六条第一項の請求の文書	育児時間簿	三年	廃棄
第二十六条第一項の承認の文書の写し	育児時間の承認の文書の写し		
第二十六条第二項の申出の文書	育児時間簿		

改正前			
別表　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）			
一～十一　（略）			
十二　育児休業			
人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
育児休業法			
第三条第二項、第四条第一項、第十二条第二項、第十三条第一項又は第二十六条第一項の請求の文書	育児休業承認請求書 育児短時間勤務承認請求書 育児時間承認請求書	育児休業、育児短時間勤務又は育児時間が終了する日の翌日に係る特定日以後三年	廃棄